

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	入間市大字野田字前八木八七五番一 地先から同市大字野田字山王塚九四九 番地先まで
供用開始の期日	平成二十九年四月二十八日
備考	平成二十九年四月二十 八日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第三号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長三三〇・四〇メー トル